

## 大分県教育委員会告示第三号

懲戒処分の指針を次のように定める。

令和八年三月三十一日

大分県教育委員会

### 懲戒処分の指針

#### 第一 趣旨

本指針は、教職員等の懲戒処分の標準的な種類を明確にすることにより、教職員等の非違行為の防止及び根絶を図り、県民の教育に対する信頼を確保することを目的とする。

#### 第二 対象

本指針は、教育庁の職員、県立学校その他の教育機関の職員、市町村立学校県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員をいう。）その他の大分県教育委員会が任命する職員に適用する。

#### 第三 基本事項

本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものである。

具体的な処分量定の決定に当たっては、

- 一 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- 二 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- 三 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- 四 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- 五 過去に非違行為を行っているか等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応

等も含め総合的に考慮の上判断するものとする。

個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- 一 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- 二 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- 三 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- 四 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき

五 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたときがある。

また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- 一 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- 二 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

#### 第四 標準例

##### 一 一般服務関係

###### 1 欠勤

- (一) 正当な理由なく十日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
- (二) 正当な理由なく十一日以上二十日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。

(三) 正当な理由なく二十一日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。

###### 2 遅刻・早退

勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。

###### 3 休暇の虚偽申請

病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。

###### 4 勤務態度不良

勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

###### 5 職場内秩序を乱す行為

- (一) 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
- (二) 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。

###### 6 虚偽報告

事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。

###### 7 違法な職員団体活動

(一) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十七条第一項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした職員は、減給又は戒告とする。

(二) 法第三十七条第一項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、唆し、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

#### 8 秘密漏えい

(一) 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさ

せた職員は、免職又は停職とする。この場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした職員は、免職とする。

- (二) 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

#### 9 政治的行為の制限違反

法第三十六条第一項、第二項又は第三項（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員（以下「教育公務員」という。）にあっては、同法第十八条第一項）の規定に違反して政治的行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。

#### 10 兼業の承認等を得る手続の怠

- (一) 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの許可を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った職員は、減給又は戒告とする。

- (二) 承認を得る手続を怠り、給与を受け、又は受けないで、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事した教育公務員は、減給又は戒告とする。

#### 11 入札談合等に関与する行為

県が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った職員は、免職又は停職とする。

#### 12 個人の秘密情報の目的外収集

その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

#### 13 公文書の不適正な取扱い

- (一) 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

- (二) 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

- (三) 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

#### 14 セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

- (一) 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつ

な行為をした職員は、免職又は停職とする。

(二) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メール（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「SNS」という。）を利用したメッセージ等を含む。）の送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合において、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

(三) 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

## 15 パワー・ハラスメント

(一) パワー・ハラスメント（職務上の権限や地位等を背景にしたいじめ・嫌がらせ・強制等の継続的に他の職員の人格や尊厳を傷つけるような言動をいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(二) パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した職員は、停職又は減給とする。

(三) パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた職員は、免職、停職又は減給とする。

## 二 公金公物取扱関係

### 1 横領

公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

### 2 窃取

公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

### 3 詐取

人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

### 4 紛失

公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

### 5 盗難

重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

### 6 公物損壊

故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

### 7 失火

過失により職場において公物の出火を引き起こした職員は、戒告とする。

### 8 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。

#### 9 公金公物処理不適正

自己保管中の公金の流用等公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。

#### 10 コンピュータの不適正使用

職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

#### 三 児童生徒等に対する非違行為

##### 1 わいせつ行為等

(一) 児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行った職員は、免職とする。

(二) 児童生徒等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第二項に規定する児童生徒等をいう。以下同じ。）に対して、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員（一）に掲げるものを除く。）は、免職、停職、減給又は戒告とする。ただし、わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返すなど特に悪質な場合は、免職とする。

注 児童生徒性暴力等とは、不同意性交、児童ポルノ所持、性的姿態等撮影等を行い、被害を受けた児童生徒等の同意や当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わない。また、刑法上の性犯罪の対象とならない行為及び刑事罰が科せられなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。

##### 2 体罰等

(一) 体罰により児童生徒等を死亡させ、又は児童生徒等に重い後遺症をもたらす傷害を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(二) 体罰により児童生徒等に傷害を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、体罰を行った職員は、児童生徒等の状況等に応じて処分を判断する。

(四) 暴言等の不適切な言動又は指導を行った職員は、児童生徒等の状況等に応じて処分を判断する。ただし、暴言等の不適切な言動又は指導を常習的に行うことにより、児童生徒等に著しい精神的苦痛を与えた職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

##### 3 その他

(一) 電子メール、SNS等を利用して、児童生徒等とやり取りを行った職員は、管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、減給又は戒告とする。

(二) 児童生徒等を自家用車に同乗させた職員は、管理職の承認を得た場合又は緊急等のやむを得ない理由がある場合を除き、戒告とする。

#### 四 公務外非違行為

- 1 放火  
放火をした職員は、免職とする。
- 2 殺人  
人を殺した職員は、免職とする。
- 3 傷害  
人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。
- 4 暴行・けんか  
暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかつたときは、減給又は戒告とする。
- 5 器物損壊  
故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- 6 横領  
(一) 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職とする。  
(二) 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告とする。
- 7 窃盗・強盗  
(一) 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。  
(二) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。
- 8 詐欺・恐喝  
人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。
- 9 賭博  
(一) 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。  
(二) 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- 10 麻薬等の所持等  
麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした職員は、免職とする。
- 11 酩酊による粗野な言動等  
酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。
- 12 わいせつ行為等  
(一) 相手の同意を得ないで、性交等又はわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。  
(二) 公共の場所又は乗物において痴漢行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。  
(三) 公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けていない状態となる場

所における他人の姿態の盗撮行為をした職員は、免職、停職又は減給とする。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、わいせつ行為等をした職員は、免職、停職、減給又は戒告とする。

## 五 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

### 1 飲酒運転

(一) 飲酒運転（酒酔い運転及び酒気帯び運転をいう。以下同じ。）を行い、人身事故又は物損事故を起こした職員は免職とし、自損事故等（自損事故又は違反行為のみの場合をいう。以下同じ。）を起こした職員は免職又は停職とする。

(二) 車両の運転者の飲酒を知らずながら当該運転者が運転する車両に同乗した職員又は車両の運転者が飲酒運転をすることを容認した職員は、飲酒運転を行った職員に準じた処分とする。

注 飲酒運転に係る車両は、自動車、原動機付自転車、自転車等の車両をいう。

### 2 無免許運転

無免許運転を行い、人身事故を起こした職員は免職又は停職とし、物損事故等（物損事故、自損事故又は違反行為のみの場合をいう。）を起こした職員は停職とする。

### 3 速度超過違反

速度超過違反を行い、人身事故を起こした職員は免職、停職又は減給とし、物損事故を起こした職員は停職又は減給とし、自損事故等を起こした職員は停職、減給又は戒告とする。

注 「速度超過違反」とは、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二十二條の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為のうち、その超える速度が三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上のものをいう。

### 4 その他の交通法規違反

(一) 1から3までに掲げるもののほか、道路交通法その他の法令の規定に違反し、人を死亡させ、又は重篤な傷害を生じさせた職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(二) 1から3までに掲げるもののほか、道路交通法その他の法令の規定に違反し、人に傷害を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、道路交通法その他の法令の規定に違反した職員は、過失の程度、事故後の対応等に応じて処分を判断する。

## 六 監督責任関係

### 1 指導監督不適正

非違行為者を指導監督すべき立場で管理又は監督の地位にある職員については、当該非違行為者の懲戒処分の内容及び程度に準じて処分を行うものとする。

### 2 非違行為の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

附 則

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 県立学校教職員及び市町村立学校県費負担教職員に対する懲戒処分等の基準（平成十四年大分県教育委員会告示第十一号）は、廃止する。